宮城県震災復興本部設置要綱の一部を改正する要綱

宮城県震災復興本部設置要綱(平成23年4月22日施行)の一部を次のように改正する。

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
第1から第6まで (略)	第1から第6まで (略)
(検討 <u>・推進</u> 部会)	(検討部会)
第7 幹事会には、特定の事項を調査検討 <u>又は特定の事業を推進</u> するため、必要に応じ検討 <u>・推進</u> 部会を置くことができる。	第7 幹事会には、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ検討部会を置くことができる。
2 検討・推進部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。	2 検討部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。
第8及び第9 (略)	第8及び第9 (略)
	附則
この要綱は、平成23年4月22日から施行する。	この要綱は、平成23年4月22日から施行する。
附則	附則
この要綱は、平成23年8月1日から施行する。	- この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
附則	附則
この要綱は、平成23年12月1日から施行する。	この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
附 則	附則
この要綱は、平成24年3月21日から施行する。	この要綱は、平成24年3月21日から施行する。
附則	附則
この要綱は、平成24年6月13日から施行する。	この要綱は、平成24年6月13日から施行する。
附則	附 則
この要綱は、平成24年10月22日から施行する。	この要綱は、平成24年10月22日から施行する。
<u>附 則</u>	
この要綱は、平成25年3月7日から施行する。	
別表1(第3関係)から別表3の2(第6の2関係)まで (略)	別表1 (第3関係) から別表2 (第5関係) まで (略)